

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十四年東京都条例第八十五号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第七条まで（現行のとおり）
 別表第一（現行のとおり）
 別表第二（第三条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から五まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
六 法第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査 七から十まで（現行のとおり）	狩猟免許更新申請手数料 （現行のとおり）	二千九百円 （現行のとおり）	免許申請のとき。 （現行のとおり）

現行

第一条から第七条まで（略）
 別表第一（現行のとおり）
 別表第二（第三条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から五まで（略）	（略）	（略）	（略）
六 法第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査 七から十まで（略）	（略）	二千八百円 （略）	免許申請のとき。 （略）

